

# daily コラム

2009年5月15日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

## 勤労税額控除の提案

### 同じ所得控除でも

所得控除等の課税所得を減ずる制度は累進課税の下では、同じ減額幅でも、高所得者ほど税額の減額効果が大きくなり、そういう恩恵の効果は高所得者ほど有利になっています。

垂直的公平観からすると、不公平ということになります。

### 高所得者ほど控除も大きい

給与所得控除の場合は、課税所得の圧縮が定額ではなく、所得比例的に大きくなるので、高収入者に一層有利に作用します。

所得額を操作するような税制度は、その制度の趣旨に反して、高所得者優遇の結果になるので、所得の多寡に関連させないような単純公平な制度にするには、税額控除がその要求に最も沿うものと言えます。特に、「給付つき税額控除」ならば、年税額が控除額より小さくても、控除不足額は給付されるので、制度趣旨が損なわれることはありません。

### 給付つき勤労税額控除の提案

「給付つき税額控除」については、最近3/19の日経新聞の「大機小機」欄に目新しい提案がありました。

正規雇用者のワークシェアリングも視野

に入れた本格的な雇用政策として、勤労税額控除を導入すべきとしています。所得税・住民税から控除し切れなかったら、控除不足分は給付されるというものです。

具体的には、100万円超300万円までの給与収入に対し15%の税額控除を認めるというもので、100万円程度の収入で満足しないで300万円ぐらいまでは頑張っているとの気持ちにさせる、勤労へのインセンティブ効果を期待するものです。

### 給与所得控除の原則廃止

100万円超の給与への税額控除ということになれば、65万円を超える部分の給与所得控除とは制度重複になりますから、給与所得控除は65万円の定額制に置き換わるべき、ということになります。

こうなると、高収入者の受けていた恩恵が低所得者に流れるので、所得再配分機能が制度に組み込まれ、垂直的公平の実現に功を奏することになるとともに、制度改正実現の財源捻出もできてしまいます。

給与所得控除が原則廃止されると、業務主宰役員の一部給与の損金不算入制度も存在意義がなくなりますね

